

令和7年度

第1回一関市閉校校舎等利活用事業審議会

日 時：令和7年10月21日（火）

午前9時30分～午前11時

場 所：一関保健センター2階

栄養指導室

《委嘱状交付》

《委員紹介》

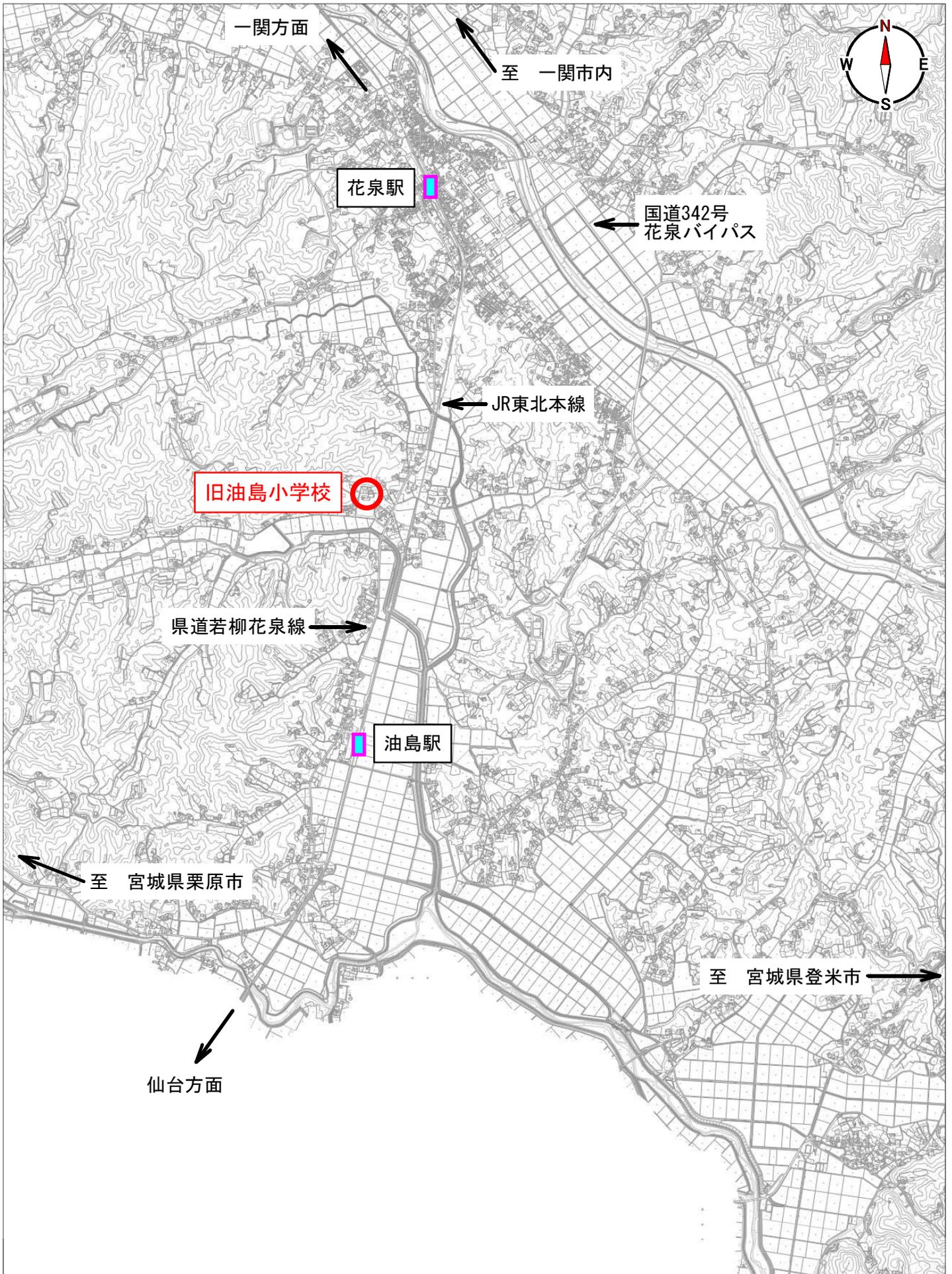
次 第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 会長、副会長の互選
- 4 諮 問
- 5 議 事
旧油島小学校の利活用事業について
- 6 その他
- 7 閉 会

(第 1 回一関市閉校校舎等利活用事業審議会 協議 資料)

旧油島小学校の概要

位置図



位置図（詳細）



0 10 100m

旧油島小学校の施設概要及び特記事項

1 施設の概要

(1) 所在地

- ① 住 所：一関市花泉町油島字上築道 34-1
- ② アクセス：JR東北本線 油島駅から車で3分（徒歩20分）

(2) 沿革

- ① 閉校年月日：令和5年3月31日
- ② 閉校後の利用状況：地元の油島地区なのはな協議会主催による夏まつりや地区民運動会等でグラウンドや駐車場を使用している。グラウンド及び学校施設周辺の除草作業は油島地区住民が年2回実施している。

(3) 施設の概要

① 建物

ア) 校舎

建築年月日	：平成4年3月
構造	：鉄筋コンクリート造 2階建て
耐震基準	：新基準
延床面積	：2,060.00 m ²
水道設備	：市上水道
汚水処理設備	：農業集落排水

イ) 体育館

建築年月日	：平成4年3月
構造	：鉄骨造 平家建て
耐震基準	：新基準
延床面積	：825.00 m ²
水道設備	：市上水道
汚水処理設備	：農業集落排水

ウ) 自転車置場

建築年月日	：平成4年3月
構造	：軽量鉄骨造 平家建て
延床面積	：9.26 m ²

エ) プール機械室棟

建築年月日	：昭和51年7月
構造	：木造 平家建て
延床面積	：50.00 m ²

- ② 土地 面積 27,993 m²（うちグラウンド 12,160 m²）

2 地域住民要望等の特記事項

旧油島小学校の貸付けに関する地元説明会

開催日時 令和7年10月8日(水) 午後7時～午後8時9分

開催場所 油島市民センター

参加人数 油島地区住民30名、ほか1名(花泉高校校長)

貸し付けに係る質疑、要望

- (1) 【質問】生徒確保の見通しとして、開校当初から定員150名が集まる可能性は。
→事前調査とシミュレーションでは、200人程度の出願を見込んだ募集活動を予定している。
- (2) 【要望】閉校後の地域行事での体育館や校庭、駐車場を利用したい。
- (3) 【要望】広域通信制高校として、全国から生徒が集まるため、団体での生活や通学など、地域で不安が出ないように学校や寮で指導をお願いしたい。
- (4) 【要望】開校準備に係る進捗など、随時発信してほしい。
- (5) 【要望】地域協働体「油島なのはな協議会」(市・法人・協議会の三者で話し合いを希望)
 - ① 体育館、グラウンド、駐車場の利用
 - ② 校舎、体育館、グラウンド、駐車場の地域避難所としての利用
 - ③ 校舎内の油島地区のメモリアル(油島小学校・蝦島小学校の学校教育資料、貝鳥貝塚採集の考古資料等)を収納・展示・公開するスペース
 - ④ 敷地内の環境整備(草刈作業等)
 - ⑤ 敷地内の記念碑、記念樹、タイムカプセル等の対処
 - ⑥ 卒業生等による内覧、写真撮影
 - ⑦ 学校用の専用通信回線を敷設することによる近隣の通信回線への影響の回避

旧油島小学校 写真 (No. 1)



校舎外観



グラウンド



教室



ホール



コンピュータ室



音楽室



理科図工室



家庭科室

旧油島小学校 写真 (No. 2)



職員室



保健室



1階廊下



体育館内



体育館内



駐輪場



プール機械室棟

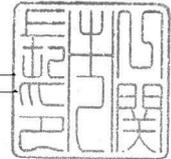


プール

財 第 07011 号
令和7年10月21日

一関市閉校校舎等利活用事業審議会
会長 _____ 様

一関市長 佐藤 善 仁



旧油島小学校の校舎等の貸付について（諮問）

学校法人河合塾学園の広域通信制高等学校の設置に関し、一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項第1号の規定により旧油島小学校の校舎等を貸し付けすることについて、同条例第8条の規定により貴審議会に諮問します。

○一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

平成17年 9 月20日

条例第51号

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 市が公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため、市の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その負担した費用の額の範囲内において、当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その寄附者又はその相続人その他の包括承継人（以下「寄附者等」という。）に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者等に譲渡するとき。

(財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 普通財産の貸付けを受けた者が地震、火災、水害等の災害により当該財産の使用目的に沿った使用に供し難いと認められるとき。

2 前項の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

3 第1項の規定による場合を除くほか、市立学校の用に供する財産の用途を廃止した普通財産(第8条において「閉校校舎等」という。)は、法人その他の団体又は個人(以下この項において「法人等」という。)において、雇用の創出、産業の振興、福祉の増進、人材の育成その他の地域の活性化に資する事業(工場、事業所等の立地を目的とした事業を除く。)として市長が認めるものに供するときは、法人等にこれを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

4 第1項及び前項の規定による場合を除くほか、工場、事業所等の立地を目的として市立学校、市立幼稚園その他これに準ずるものの用に供する財産の用途を廃止した普通財産を貸し付けるときは、一関市産業用地の貸付けに関する条例(平成22年一関市条例第6号)の定めるところにより、これを時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(物品の交換)

第5条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を他の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 公益上の必要に基づき他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。
- (2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄附

者等に譲渡することを寄附の条件として定めたものを、その条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第7条 物品は、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(閉校校舎等利活用事業審議会)

第8条 市長の諮問に応じ、第4条第1項第1号及び第3項の規定による閉校校舎等の貸付け(他の地方公共団体その他公共団体に対する貸付けを除く。)に関し審議するため、一関市閉校校舎等利活用事業審議会(次項において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 閉校校舎等のある地域の住民

(3) 市の職員

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から第1項の諮問に係る答申を行う日までとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年一関市条例第48号)、財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例(昭和39年花泉町条例第12号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年大東町条例第27号)、財産の交換、譲与及び貸付に関する条例(昭和39年千厩町条例第5号)、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年東山町条例第8号)、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例(昭和39年室根村条例第11号)、若しくは財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例(昭和39年川崎村条例第20号)又は解散前の川崎弥栄診療組合財産の交換、譲渡及び貸付に関する条例(昭和49年川崎弥栄診療組合条

例第18号)の規定によりなされた財産の貸付けに関する契約のうち、この条例の施行の際引き続き継続しているものは、それぞれこの条例の相当規定によりなされた財産の貸付けに関する契約とみなす。

(藤沢町の編入に伴う経過措置)

- 3 藤沢町の編入の日の前日までに、編入前の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年藤沢町条例第12号)の規定によりなされた財産の貸付けに関する契約のうち、編入の際引き続き継続しているものは、この条例の相当規定によりなされた財産の貸付けに関する契約とみなす。

附 則(平成20年条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第36号)

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月23日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例又は一関市産業用地の貸付けに関する条例(以下「旧産業用地条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(旧産業用地条例第7条の規定による貸付期間に関するものを除く。)は、それぞれこの条例による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

○一関市閉校校舎等利活用事業審議会規則

平成28年7月1日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年一関市条例第51号）第8条に規定する一関市閉校校舎等利活用事業審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第4条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。